**平成２２年（フ）第６５４１号**
東京都渋谷区初台２丁目25―２―305
債務者　押切　祐治
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６６７０号**
神奈川県川崎市多摩区登戸1571―202
債務者　宮森　　綾
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６６９９号**
神奈川県横浜市旭区南本宿町130―３
債務者　齋藤美栄子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６７００号**
東京都中央区築地１丁目４―３―905
債務者　安齋　直美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６７９９号**
東京都昭島市上川原町１丁目９―16―202
債務者　中里市太郎
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６８１７号**
東京都豊島区上池袋４丁目14―３―501
債務者　金子　雅仁
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６８８６号**
千葉県松戸市牧の原１丁目104―226
債務者　大久保智津子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６８８７号**
東京都新宿区西落合２丁目９―24
債務者　会田　孝二
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６８９４号**
東京都葛飾区西水元６丁目５―５
債務者　宍倉　章彦
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６８９９号**
東京都江戸川区新堀１丁目６―７　コージーハウス167―201
債務者　兵頭　教歴
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６９０９号**
東京都町田市南成瀬１丁目18―２　ウインディアＭ２―11
債務者　関谷　達雄
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６９１３号**
東京都板橋区桜川３丁目１―10―202
債務者　鈴木　広一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６９１５号**
東京都足立区扇１丁目51―21―201
債務者　石川あゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６９１８号**
東京都稲城市東長沼422―１―203
債務者　飯田　　清
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６９２０号**
東京都練馬区大泉学園町５丁目32―12
債務者　加藤　勝紀
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６９２３号**
埼玉県幸手市栄３―２―202
債務者　舩木　信雄
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部